

外貨普通預金（通帳式）規定

1. （取扱店の範囲）

この預金は、当店に限り預入または払戻ができます。

2. （口座への受入れ）

(1) この預金口座に受入れできるものは、この預金と同一通貨による次のものとします。

- ① 円現金および振替による円資金（資金決済を確認済みのもの）
- ② 外国通貨および旅行小切手
- ③ 為替による振込金（外国からの振込を含む） なお振込金について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。
- ④ 手形、小切手、配当金領収書、その他の証券で取立のうえ決済を確認したもの（以下「証券類」という）

(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

3. （預金の払戻し）

(1) この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書を届出の印章または署名により、記名押印または自署のうえこの通帳とともに提出してください。

(2) 前項の払戻しの手順に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3) 同日に複数の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

(4) この預金の外貨厳禁による払戻しがあった場合でも、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した当該外貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。

4. （利 息）

この預金の利息は、当行所定の最終残高、付利単位について、毎年3月と9月の当行所定の日に、当行所定の利率および計算方法によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

5. （相場・手数料等）

(1) この預金の預入れまたは払戻しを他の通貨を対価として行う場合は、当行所定の相場により換算します。

(2) この預金の預入れまたは払戻しについて、当行所定の取扱手数料をいただくことがあります。

(3) この預金取引を行うに際しては、外国為替市場の変動により、払戻時の元利合計円価額が預入時の元本円貨額を下回る元本割れが生じる可能性があること、また、預入時と払戻時の外国為替市場水準に変動がなかった場合であっても、預入取引と払戻取引のそれぞれに適用される換算相場の相違により元本割れが生じる可能性があることを承認したものとし、当行はその責任を一切負いません。

6. （外国為替予約）

この預金の預入れまたは払戻しを円貨を対価として行う場合、預入元金または払戻元金及び利息に対し外国為替予約を締結することができます。

7. （届出事項の変更等）

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 当行にお持ちの口座の通帳・証書・契約の証・各種カードを再発行する場合には、当行に過失がある場合を除き、当行所定の手数料をいただきます。

(5) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

8. （成年後見人等の届け出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届けてください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けてください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届けてください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届けてください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届けてください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. （印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

10. （盗難通帳による払戻し等）

本条は預金者が個人である場合に適用されます。

(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当す

る場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日の以降になされた払戻しの額および手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しがおこなわれたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 通帳の盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻を行っている場合には、この払戻を行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
11. （譲渡、質入れの禁止）
- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
 - (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
12. （解 約）
- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、書面にて当店に申出てください。
 - (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、及び第12条の2第1項もしくは第2項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ 第12条の2第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合。
 - (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに順ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- 12の2. （取引の制限等）
- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保有している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が経過した場合、入金、払戻し等を一部制限する場合があります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。
13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出の印章（または署名）により相殺通知書面に記名押印（または署名）して、さらに通帳ならびに当行所定の用紙に同様に記名押印（または署名）し、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法等を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
14. (預金保険)
- この預金には、預金保険は適用されません。
15. (規定の援用)
- 当行との取引に関し、この規定に定めのない事項については、当行の規定、規則、手続慣例等すべて当行の定めるところによるものとします。
16. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
17. (準拠法、裁判管轄権)
- (1) この預金取引については、上記規定のほか日本における外国為替法規が適用されます。
- (2) この預金に関し紛争が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
18. (反社会的勢力との取引拒絶)
- この預金口座は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に開設および利用をすることができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設および利用をお断りするものとします。

以上

<香川銀行 N7000301T 2020.4>